

# 告 示

## 埼玉県告示第六百九号

測量計画機関である所沢市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年五月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 測量計画機関  
所沢市
- 二 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 三 作業地域  
埼玉県所沢市内
- 四 作業期間  
令和五年四月一日から令和五年七月三十一日まで